

公立大学法人三条市立大学非常勤教職員給与規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給料（第6条・第7条）
- 第3章 諸手当（第7条の2—第14条）
- 第4章 補則（第15条—第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人三条市立大学非常勤教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、同規則第2条に規定する非常勤教職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与 給料及び諸手当をいう。
- (2) 給料 公立大学法人三条市立大学非常勤教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって諸手当を除いたものをいう。
- (3) 諸手当 役職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

（給与支払の原則）

第3条 給与は、通貨で、直接非常勤教職員に、その全額を支払われなければならない。ただし、次に掲げるものは、非常勤教職員に支給する給与から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定に規定するもの

2 前項の規定にかかわらず、給与は、非常勤教職員の申出により、その全部又は一部を当該非常勤教職員が指定する本人名義の預金口座に支払うことができる。

3 非常勤教職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、公立大学法人三条市立大学教職員退職手当規則第3条に定めるところによる。

（給与の支給）

第4条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給与は、次項を除いて、毎翌月の21日に支給する。

- 3 給与のうち、期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 4 前2項の支給日が勤務時間等規程第4条の週休日又は同規程第6条の休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い週休日等でない日に支給する。

（給与の減額）

第5条 非常勤技術職員、嘱託職員及び補助職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間等規程第6条の休日である場合、同規程第7条の代休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第2章 給料

（給料）

第6条 非常勤教職員の給料は、次の各号に掲げる非常勤教職員の区分に応じて、それぞれに定める額とする。

- (1) 非常勤講師 1授業時間当たり 13,000円
- (2) 非常勤技術職員 理事長が別に定める額
- (3) 嘱託職員 理事長が別に定める額
- (4) 補助職員 理事長が別に定める額

（給料の支給に関する基準）

第7条 新たに非常勤教職員となった者にはその日から給料を支給する。

- 2 非常勤教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 非常勤教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与の計算期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

第3章 諸手当

（役職手当）

第7条の2 役職手当は、Unitの事務を統括する職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の役職手当を支給する職はUnit Leaderとし、支給月額は15,600円とする。
- 3 役職手当を支給する職を複数兼ねる場合は、いずれか一の職に対する役職手当のみを支給する。

（通勤手当）

第8条 非常勤技術職員、嘱託職員及び補助職員の通勤手当は、公立大学法人三条市立大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）第15条及び第16条を準用する。この場合において、同規則第15条第6項中「最初の月」とあるのは「翌月」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分を超えない場合の支給割合は、100分の100とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した非常勤教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第2条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において、「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた非常勤教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務手当が支給される時間に相当する時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1月について60時間を超えた非常勤教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第10条 非常勤教職員の休日勤務手当は、給与規則第19条を準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 非常勤技術職員、嘱託職員及び補助職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から勤務時間等規程第6条に規定する休日の数に7.5を乗じて得た数を基準とした数の150を減じた数で除して得た額とする。

(入試手当)

第12条 入試手当は、入試業務に従事した非常勤講師に対して、別に定める額を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第13条 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する非常勤教職員に対して、理事長が別に定める額を支給する。

2 公立大学法人三条市立大学の育児・介護休業に関する規程第2条の規定により育児休業をしている非常勤教職員には期末手当及び勤勉手当を支給しない。

(適用除外)

第14条 非常勤教職員のうち、非常勤講師については、第9条、第10条及び前条は適用しない。

第4章 補則

(休職者の給与)

第15条 非常勤教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第11条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中は、給与の100分の100を支給する。

2 非常勤教職員が前項以外の心身の故障により就業規則第11条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職期間が採用期間の満了する日に達するまでは、給料及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 非常勤教職員が就業規則第11条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中、給料の100分の60以内を支給することができる。

4 就業規則第11条第1項の規定により休職を命じられた非常勤教職員には、前各項の定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(育児休業等取得者の給与)

第16条 育児休業等規程の定めるところにより育児休業等をする非常勤教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

2 公立大学法人三条市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の定めるところにより育児休業、介護休業等をしている期間については、給与を支給しない。

3 育児休業をした非常勤教職員が職務に復帰した場合において、他の非常勤教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の給料を調整することができる。

4 非常勤教職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

5 育児時差出勤の承認を受けた非常勤教職員の給与は、通常の勤務をしているものとみなし減額しない。

(介護休業等取得者の給与)

第16条の2 育児休業等規程の定めるところにより介護休業等をする非常勤教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 介護休業をした非常勤教職員が職務に復帰した場合において、他の非常勤教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- (3) 非常勤教職員が介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、非常勤教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。